

令和５年度 赤い羽根地域福祉促進助成事業申請の手引き

社会福祉法人 掛川市社会福祉協議会

1 令和５年度の助成予算額 ５０万円

2 対象となる事業の例

①地域の支え合いやネットワークづくりを行うための事業

- 例１ 小地域福祉活動を推進するための研修会の開催
- 例２ ひきこもり者の居場所づくり支援
- 例３ 子育てサロンや高齢者サロンで使用するレクリエーション用品の整備
- 例４ 子育てサロンで子どもが安全に安心して遊べるためのマットの購入
- 例５ 貸出用車椅子の購入

②講座や勉強会の開催

- 例１ 地域課題を解決するために講師を招いた講演会の開催
- 例２ 障がいについて学ぶための勉強会
- 例３ 発達障害児を持つ親の会の勉強会
- 例４ 高齢者のための講座の開催（健康講座、悪質商法、転倒予防など）

③活動を充実・発展させるために必要な整備

- 例１ 視覚障がい者支援のため音訳ボランティアが使用する録音再生機
- 例２ 点字プリンターや点字用紙
- 例３ 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する掲示用プロジェクターの整備

④災害発生時に対応できるための地域の体制づくり

- 例１ 防災マップ作成事業
- 例２ 避難所運営訓練の実施

3 申請時の注意点

- ① 申請は指定期間中に実施する事業で一団体一事業とする
- ② 前年度の繰越金が当年度収支予算収入合計額の10分の3以内の団体とする
- ③ 会員のみに還元される事業は対象外とする。（障がい者団体を除く）
- ④ 飲食や景品代を含む場合は参加者負担金を徴収する
- ⑤ 飲食代は総事業費の１割以内でかつ、上限を１万円とする
- ⑥ 機器整備の場合は見積書を添付する
※ ３万円以上の機器については２社の見積もりを添付する

4 助成対象経費

項目	対象内容
報償費	講師料、講師交通費、手土産代など
消耗品費	事業に使用する材料、事務用品
飲食代	事業で使用する食材、講習会で使用するお茶菓子 ※総事業費の1割以内でかつ上限を1万円とする
印刷費	事業に関わるチラシやポスター、資料
通信費	切手代、はがき代
保険代	事業を実施するための保険代
賃借料	会場費、道具借り上げ代 ※バス借り上げ料は対象外